

交付決定を受けた商店街組織の皆様へ

広島県商工労働局経営革新課

【お知らせ】

この本補助金の使用に当たっては、広島県補助金等交付規則及び商店街組織の運営支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守する必要があります。

特に、要綱に定める**補助対象経費に該当するかどうか**を十分に確認の上、正しい用途に用いてください。ご確認に当たっては、**別紙「補助対象経費」(裏面)**等の考え方を参考にしてください。

合わせて、次の点にもご留意ください。

- 補助金は**交付決定日(※)の2週間後に振り込み**の予定です。 ※今回の通知の日付のことです。
- 国や他の自治体から補助金の交付を受けている場合は、いわゆる**「重複支給」とならないよう**、よく確認してください。
- この補助金の使途については、証拠書類(請求書や領収書等)を整備の上、使途明細記録(別記様式第4号)にその都度正確に記録してください。
使途明細記録は県ホームページからダウンロードしてください(※)。

(※)「広島県・商店街・公募」で検索いただくか、次のアドレスを入力してください。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/syoutengai.html>

- 使途明細記録は補助金を使い切った後、遅滞なく、県に提出してください。
令和4年11月時点で補助金を使い終えていない場合には、令和4年12月中を目途にその時点までの支出状況について提出いただく予定ですのでご承知おきください。
- 使途明細記録と証拠書類(請求書や領収書等)は、補助金を使い終わった日の属する会計年度が終了してから10年間は保存してください。

【お願い】

なお、この補助金の交付を受けた皆様には、県の商店街振興施策の参考とするために、別途アンケートをお願いさせていただく予定ですので、その際にはご協力いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

その他、ご質問や不明な点があれば、下記までご連絡ください。

経営革新課 経済団体グループ

所在地：〒730-8511 広島市中区基町10-52
メールアドレス：syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp
電話：082-513-3328
ファックス：082-222-5521

補助対象経費について

- (1) 補助金の**交付決定の日以降**に支払われる次の経費が対象となります。

次表に掲げる商店街等の施設の維持・修繕・管理費用（**消費税を除く**）。

ただし、備品等を購入する場合、その取得価格又は効用の増加価格が単価で30万円未満でなければなりません。

補助対象経費
アーケード、共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場、イベント広場、その他商店街等の機能を維持向上させるための施設又は設備に係る維持・修繕・管理に要する費用（ 消費税を除く ）

なお、**これらに該当しない経費**に充てた補助金は、補助目的以外の支出に該当するため、**県に返還しなければなりません**。

- (2) 補助対象経費の具体例

ア 上記施設等を維持・管理するための光熱費等

(例) 街路灯や防犯カメラの電気代、商店街の**専用**事務所(※)の光熱費
備品倉庫の賃借料
商店街施設やその街路等の清掃に要する費用（清掃用具購入費や委託費）など。
※ 組合員の店舗で商店街の事務を行っている場合、当該店舗の光熱費は補助対象となりません。

イ 上記施設等を維持・修繕するための費用

(例) 老朽化等によるアーケードの修繕・塗装、路面舗装。
街路灯の電灯の買替（単価30万円**未満**に限ります。）
駐車場の施設の修繕費用（区画の塗装、発券機の修理等） など

ウ その他商店街施設の維持に必要な経費

(例) 商店街施設に関する損害保険料（※）など。
※ 貯蓄型保険は対象となりません。また、各種イベントを対象とした損害保険料も対象となりません。

- (3) 備品等の購入について

補助対象となる備品等としては、街路灯の電灯や防犯カメラ等が考えられますが、それ以外のものは「商店街等の機能を維持向上させるための施設又は設備に係る維持・修繕・管理」に必要であるかどうかで判断されます。

備品等を購入される場合には、あらかじめ県にご相談ください。

- (4) 補助対象経費に**該当しない例** ⇨ **県への返還対象となるので要注意！！**

(例)

○ 商店街事務局の職員の人件費	○ 消費税
○ 各種イベントの費用	○ 飲食費（お茶代も含む。）
○ 30万円以上の備品	○ 公租公課
○ 各種イベントを対象とした損害保険料	○ 貯蓄型保険料
	など。